

愛媛県職員一般定期健康診断・採用時健康診断・肺がん検診及びストレスチェック業務委託契約書（案）

愛媛県（以下「甲」という。）と ※落札業者名（以下「乙」という。）とは、甲に所属する職員（以下「職員」という。）の一般定期健康診断・採用時健康診断・肺がん検診及びストレスチェックの検査（以下「検査」という。）について次のとおり委託契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、検査の実施を乙に委託し、乙は、これを受託する。

2 甲は、検査を委託する職員の氏名を、検査受診予定者名簿及び電子ファイルにより、別途乙に通知する。

（委託検査）

第2条 甲が委託する検査内容については、別添「令和6年度愛媛県職員一般定期健康診断・採用時健康診断・肺がん検診及びストレスチェック業務仕様書」（以下「仕様書」という。）の定めるところによる。

（委託期間）

第3条 委託の期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

（検査の期日及び場所）

第4条 乙は、別添仕様書で定める日程表のとおり検査を実施しなければならない。

（検査基準値等）

第5条 乙は、一般定期健康診断及び肺がん検診の検査実施に当たり、総合判定の基準値及び検査項目ごとの判定基準値を甲に提供しなければならない。

2 乙は、ストレスチェックの検査実施に当たり、甲が定めた高ストレス者の選定方法及び選定基準により実施しなければならない。

（検査料）

第6条 甲は、乙に対し検査料を支払うものとし、その検査料単価は、別添「愛媛県職員一般定期健康診断・採用時健康診断・肺がん検診及びストレスチェック検査料単価表」のとおりとする。

（結果報告書等の提出）

第7条 乙は、一般定期健康診断及び肺がん検診の検査終了後遅滞なく、定期健康診断総合判定依頼書を各産業医へ、健康診断結果通知書及び定期健康診断結果連名簿を愛媛県職員安全衛生管理規程及び愛媛県教職員安全衛生管理規程に定める各安全衛生管理者へそれぞれ提出しなければならない。

2 乙は、肺がん検診の結果、異常がある者については、胸部検診精密検査依頼書及び結果報告書も併せて各安全衛生管理者へ提出しなければならない。

3 乙は、ストレスチェックの検査終了後遅滞なく、別に定める高ストレス者の選定方法及び基準により、ストレスチェック結果一覧及びストレスチェック結果データを実施者へ、ストレスチェック結果通知書及びストレスチェック受検者連名簿を愛媛県職員安全衛生管理規程及び愛媛県教職員安全衛生管理規程に定める各安全衛生管理者へそれぞれ提出しなければならない。

（業務完了報告書の提出）

第8条 乙は、全期間の健診終了後、速やかに業務完了報告書（別記様式）を甲に提出しなければならない。

（権利義務の譲渡等）

第9条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(再委託等の禁止)

第10条 乙は、委託業務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、事故等、不測の事態により委託業務の遂行が困難になった場合で、かつ、書面により甲の承諾を得たときは、この限りではない。

(検査料の支払)

第11条 甲は、第8条の業務完了報告書を受理したときは、これを審査し、適當と認めたときは、乙の請求に基づき検査料を30日以内に支払うものとする。

(契約保証金)

第12条 契約保証金は、※とする。

※該業者が、愛媛県会計規則第154条（契約保証金の免除）に該当する場合は、下線部に“免除”と記入する。

(契約の解除)

第13条 甲は、乙が次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を解除することができる。

(1) この契約に違反したとき。

(2) 第2条に定める検査のうち、いずれかの検査について遂行することが困難であるとき。

(責任)

第14条 乙は、検査の遂行中、故意又は過失により職員に被害を与えたときは、乙の責任において賠償するものとする。

(個人情報の保護)

第15条 乙は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(合意管轄裁判所)

第16条 この契約に関する紛争は、甲の本庁舎所在地を管轄する裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

(その他)

第17条 この契約書に定めのない事項については、愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）によるものとし、同規則に定めのない事項又はこの契約に関する疑義については、必要に応じて甲乙協議してこれを処理するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

令和6年 月 日

松山市一番町四丁目4番地2

(甲) 愛媛県
知事 中村時広

(乙)

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の適切な管理を行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに第三者に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 乙は、この契約による業務に関する責任者及び従事者に対して、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと、これに違反した場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づき処罰される場合があることその他個人情報の適切な管理に必要な事項に関する研修をしなければならない。

(保有の制限)

第3 乙は、この契約による業務を行うために保有する個人情報は、業務を達成するために必要な最小限のものにしなければならない。

(安全管理措置)

第4 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、この契約による業務の責任者及び従事者を定め、書面により甲に報告しなければならない。

3 乙は、責任者及び従事者を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。

4 乙は、従事者の管理体制及び実施体制並びにこの契約による業務で取り扱う個人情報の管理の状況についての検査に関する事項について書面により甲に報告しなければならない。

(利用及び提供の制限)

第5 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容を契約の目的以外の目的に利用し、又は提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供された個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止等)

第7 乙は、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に委託（以下「再委託」という。）してはならない。

2 乙は、この契約による業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う個人情報の内容、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を甲に申請し、その承諾を得なければならない。

3 前項の場合、乙は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

4 乙は、再委託先に対して、再委託した業務の履行状況を管理及び監督するとともに、甲の求めに応じて、その管理及び監督の状況を適宜報告しなければならない。

5 前各項の規定は、再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規

定する子会社をいう。) である場合も、同様とする。

(派遣労働者利用時の措置)

第8 乙は、この契約による業務を派遣労働者に行わせる場合は、派遣労働者に対して、本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 乙は、甲に対して、派遣労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(資料等の返還等)

第9 乙は、この契約による業務を処理するため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

2 乙は、この契約による業務を処理するため乙自らが取得し、又は作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後速やかに、かつ確実に廃棄又は消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(個人情報の運搬)

第10 乙は、この契約による業務を処理するため、又は業務完了後において個人情報が記録された資料等を運搬するときは、個人情報の漏えい等を防止するため、乙の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

(実地検査)

第11 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の管理体制、実施体制及び管理の状況等について、隨時実地に検査することができる。

(指示及び報告等)

第12 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(事故時の対応)

第13 乙は、この契約による業務に関し個人情報の漏えい等の事態が生じ、又は生じたおそれがあることを知ったときは、その事態の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事態に関する個人情報の内容、件数、原因、発生場所及び発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

(損害賠償)

第14 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先又は派遣労働者の責めに帰する事由により甲又は第三者に損害を与えたときも同様とする。

(契約の解除)

第15 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。